

被災者生活再建支援金「加算支援金」の申請期限が迫っています

▷問い合わせ先＝地域福祉課生活支援係(☎内線184)

東日本大震災により、居住する住宅に著しい被害を受けた世帯で、基礎支援金を受給後、下表のいずれかの方法により住宅再建の契約を済ませた世帯に対し、加算支援金を支給します。申請受付は、令和3年4月10日(土)で終了となります。

※これまで支給を受けた人への追加の支給を行うものではありません。

- ▷支援金の種別および支給対象＝下表のとおり
▷申請方法＝地域福祉課で交付する申請書に必要な事項を記入ください。申請書は、市ホームページからダウンロードでき、郵送での申請も受け付けています。

種別	支給対象		申請期限
加算支援金	基礎支援金を受給し、右記のいずれかの住宅再建の契約を済ませた世帯	住宅を建設・購入した世帯	令和3年4月10日
		住宅を補修した世帯	
		住宅を賃借した世帯※公営住宅を除く(公営住宅退去後の住宅再建は対象となります)	

～住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金～申請は3月1日までに

▷問い合わせ先＝環境未来都市推進室(☎内線214)

市は、一般住宅などへの太陽光発電システム設置費用の一部を助成しています。

設置工事を年度内に完了する必要がありますので、本年度中に補助金の申請を予定している人は、3月1日(月)までに、必要書類を添えて申請してください。また、補助金申請受付は、上記期限にかかわらず予算がなくなり次第終了します。

なお、申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

▷対象＝次の要件をどちらも満たす人(法人を除く)

①市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人、または太陽光発電システムが設置された市内の建売住宅を購入する人

※住宅とは、個人が電灯契約している建物で、住宅(店舗、事務所などとの併用住宅を含む)として使用されるものをいいます。

※店舗などとの併用住宅の場合、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上を占めるものに限りです。

※太陽光発電システムは、太陽電池の最大出力合計値が10kW未満のものに限りです。

②市税を滞納していない人

(9) 令和3年1月6日号(No. 1190)

▷補助金額

太陽電池の最大出力の合計値に1kWあたり3万円を乗じて得た額で、上限は10万円

【例】＝4kWの太陽電池を設置した場合、4kW×3万円＝12万円となりますが、補助金の額は上限の10万円となります。

▷留意点

①設置工事に着手する前に補助金の交付申請をし、市から交付決定を受けること。

設置業者などの都合で、申請に必要な書類などの準備に時間がかかると見込まれる場合は、補助金交付申請書に可能な限りの必要書類を添えて3月1日(月)までに提出すること。

②設置工事は、3月31日(水)までに完了すること。完了しない場合、補助対象外となります。

③工事完了後、速やかに設置完了報告書などを提出すること。

その際、工事完了日が確認できる書類(領収書のコピー、設置完了証明書など)と設置状況を確認できる写真を添付すること。

※補助金の活用については、設置業者と補助要件などを十分確認の上、検討ください。

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

空家等の適切な管理に努めましょう

▷問い合わせ先＝住宅公園課庶務係(☎内線326)

空家等については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう次の点などに留意し、所有者または管理者の責任により適切に管理しましょう。

- ・定期的に空家等の状態を確認する。
- ・定期的に通風や掃除、庭の手入れを行う。
- ・相続登記を行い、空家等の所有者を明確にする。
- ・不測の事態に備え、近所の人に連絡先を伝えておく。

市は、空家等対策計画(計画期間＝令和2年度から11年度までの10年間)を策定し、4つの基本方針に沿って事業を推進します。総合相談窓口は住宅公園課で、相談内容に応じて専門家などと連携して対応します。

▷対象とする空家等の種類

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条に規定する「空家等」および「特定空家等」

※ただし高齢者のみの世帯など、今後空家等になる可能性が高い建物等も、日ごろから将来の管理や相続等を家族で相談しておくことが重要です。※計画の詳細は、市ホームページをご覧ください。

空家等対策の基本方針

1 発生の抑制

市民や所有者等の意識啓発を図り、空家等の発生を抑制します。

2 適切な管理の促進

所有者等による自主的で適切な管理を促進します。

3 利活用の促進

空家等の有効活用を図るため、所有者等の意向を把握しつつ、関係団体と連携し、利活用を促進します。

4 管理不全な空家等の解消

管理不全な空家等(特定空家等)に対し、問題解決に向けた取り組みを推進します。



※空家等とは…建物や建物に付属する工作物で、常に居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地・立木など

※特定空家等とは…倒壊等著しく危険となる恐れのある状態や、著しく衛生上有害となる恐れのある状態など

生活再建住宅支援事業補助金「被災住宅補修等工事・被災宅地復旧工事」の申請受付は間もなく終了します

▷問い合わせ先＝住宅公園課住宅建築係(☎内線322)

生活再建住宅支援事業補助金「被災住宅補修等工事・被災宅地復旧工事」の申請期限は、令和3年3月31日(水)です。工事は、申請期限までに完了するもの、または既に完了したものが対象となりますので、早めの申請をお願いします。

■補助対象工事

▷被災住宅補修等工事

- ・補修＝震災により被災した住宅(半壊および一部損壊)で10万円以上の補修工事をした場合、補修費用の2分の1を補助(最大30万円)
- ・耐震改修＝震災により被災した耐震基準を満たさない住宅を、現在の耐震基準に適合させた場合、改修費用の2分の1を補助(最大60万円)
- ・バリアフリー＝震災により被災した住宅でバリアフリー改修工事をした場合、改修費用の2分の1を補助(最大60万円)

・県産材＝震災により被災した住宅で県産の木材を0.5㎡以上使用する工事をした場合、改修費用の2分の1を補助(最大20万円)

▷被災宅地復旧工事＝以下の工事について、復旧費用の2分の1を補助(最大200万円)

- のり面の保護、●排水施設の設置(住宅の雑排水施設を除く)、●地盤の補強および整地、●擁壁の設置および補強(旧擁壁の除去を含む)、●地盤調査および設計調査などに要する経費

▷申請受付期限＝令和3年3月31日(水)(ただし、予算がなくなり次第受け付けを終了します)

▷その他

- ・必要書類は、問い合わせください。
- ・必要書類が全て揃った時点で受け付けとみなします。事前に申請や相談があっても、書類に不備がある場合は受け付けしたとはみなしません。

(8)